

川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 5 1 号

川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

川西市公民館条例施行規則（令和 5 年川西市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(使用料の還付) 第 1 2 条 条例第 8 条第 4 項ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次に定めるとおりとする。この場合において、還付する使用料の額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。 (1)・(2) (略)	(使用料の還付) 第 1 2 条 条例第 8 条第 3 項ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次に定めるとおりとする。この場合において、還付する使用料の額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。 (1)・(2) (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。